

金融トラブルの早期解決に向けて 新制度への対応をすすめています

金融ADR制度(金融分野における裁判外紛争解決制度)が10月1日、スタートしました。この制度は、お客さまの利便性や金融商品・サービスに関する信頼性の向上を目的としており、お客さまが金融機関とのトラブルを解決する手段としてこの制度を利用されることで、通常の裁判より安い費用で簡易・迅速な手続が受けられます。

しがぎんでは、総務部「お客さま相談室」の体制強化とともに、指定紛争解決機関として「全国銀行協会」と契約締結し、この制度への対応に取り組んでいます。制度の詳細については、各支店窓口までお問合せください。

○ ご相談・ご意見はこちらへ



全国銀行協会相談室
〒100-8216
東京都千代田区丸の内1-3-1

0570-017109
03-5252-3772

- 受付日:月～金曜日(祝日および銀行の休業日を除く)
- 受付時間:午前9時～午後5時

全国銀行協会は銀行法および農林中央金庫法上の指定紛争解決機関です。



TOPICS!

● 地域福祉の向上を願ってーしがぎん福祉基金ー

「社会福祉法人しがぎん福祉基金」は、当行創立50周年を記念し、地域福祉の向上を願って設立しました(昭和59年8月)。同基金では、滋賀県内で展開される福祉の実験的・開拓的な取り組みに対して幅広く助成を行っています。

第26回の平成22年度は、12件、総額660万円の助成を決定、4月26日に助成金の贈呈式を開きました。第1回(昭和60年度)以来の助成累計は、386件、総額2億9,280万円となりました。



高橋理事長(左)から福祉団体のみなさまに助成金を贈呈

● 浅井三姉妹の「江」姫で地域を活性化

平成23年NHK大河ドラマでは、滋賀県ゆかりの浅井三姉妹の三女「江」を主人公とする「江～姫たちの戦国～」が放映予定で、県内ではさまざまなイベントが展開中です。

当行も「しがぎん」江姫キャンペーン(9月27日～11月19日)を実施し、「江姫通帳ケース」をプレゼントする一方、役職員の名刺にはキャラクターシールを貼り付け、湖国観光の振興と地域活性化を支援しています。

